

産業労働局 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
産業労働局 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 1. 試行対象工事 下記の3項目に該当する工事を試行対象とする。 ただし、本試行については、建築工事及び建築設備工事（電気・機械）は対象外とする。 （1）適用範囲 <u>ア 農業土木工事及び森林土木工事等の土木工事</u> 起工（決定日）が令和3年7月1日以降である案件 <u>イ 土木設備工事（電気・機械）</u> <u>起工（決定日）が令和6年4月1日以降である案件</u> （2）対象工事 （現行のとおり） 2. 計測方法について （現行のとおり） 3. 真夏日の算出方法について （現行のとおり） 4. 積算方法 （1）補正方法 現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は最終変更契約において行うものとする。 補正値（％）※³＝真夏日率×補正係数※⁴ （2）現場管理費 対象純工事費×（（現場管理費率×補正係数※⁵）＋補正値※⁶） ※3 補正値（％）は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 ※4 真夏日補正係数：1. 2 ※5 積算基準（共通編Ⅰ）<u>及び積算基準 土木設備（電気編・機械編）</u>における「地域補正の補正係数」をさす。 ※6 積算基準（共通編Ⅰ）における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2％とする。 5. 特記仕様書への明記 （現行のとおり） 6. 施工箇所が点在する工事への適用 （現行のとおり） 7. 随意契約及び総価契約単価合意形式による契約との併用 （現行のとおり）	産業労働局 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 1. 試行対象工事 下記の3項目に該当する工事を試行対象とする。 ただし、本試行については、<u>土木設備工事（機械）</u>、建築工事及び建築設備工事（電気・機械）は対象外とする。 （1）適用範囲 起工（決定日）が令和3年7月1日以降である案件 （2）対象工事 （略） 2. 計測方法について （略） 3. 真夏日の算出方法について （略） 4. 積算方法 （1）補正方法 現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は最終変更契約において行うものとする。 補正値（％）※³＝真夏日率×補正係数※⁴ （2）現場管理費 対象純工事費×（（現場管理費率×補正係数※⁵）＋補正値※⁶） ※3 補正値（％）は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 ※4 真夏日補正係数：1. 2 ※5 積算基準（共通編Ⅰ）における「地域補正の補正係数」をさす。 ※6 積算基準（共通編Ⅰ）における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2％とする。 5. 特記仕様書への明記 （略） 6. 施工箇所が点在する工事への適用 （略） 7. 随意契約及び総価契約単価合意形式による契約との併用 （略）

産業労働局 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 新旧対照表

改 正 案

参考

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる東京都内観測所一覧

観測所名（気象庁）	所在地	環境省HP表示	備考
小河内	西多摩郡奥多摩町原	○	
青梅	青梅市新町	○	
練馬	練馬区石神井台	○	
八王子	八王子市元本郷町	○	
府中	府中市幸町	○	
東京	千代田区北の丸公園	○	
江戸川臨海	江戸川区臨海町	○	
羽田	大田区羽田空港		
大島	大島町元町字家の上	○	
大島北ノ山	大島町元町字北の山		
新島	新島村川原		
神津島	神津島村金長		
三宅島	三宅村神着	○	
三宅坪田	三宅村坪田		
八重見ヶ原	八丈島八丈町大賀郷		
八丈島	八丈島八丈町大賀郷	○	
父島	小笠原村父島字西町	○	
南鳥島	小笠原村南鳥島	○	

※観測所は気象庁HPに記載している箇所を示している。また、環境省熱中症予防情報サイトについては、○部分のみ記載している。

※観測所の選定は、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

※環境省熱中症予防情報サイト〔暑さ指数（WBGT）の実況と予測〕
参考URL：https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

※国土交通省気象庁〔過去の気象データ〕
参考URL：<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>

現 行